

医療法人制度の見直しについて

医療法人制度の見直しのポイントと論点

1. 医療法人の透明性の確保及びガバナンスの強化について（第6回検討会（平成26年9月10日）において議論）
社会福祉法人などの他の法人類型の改革の動向を踏まえつつ、以下を含む必要な措置を講ずることとしてはどうか。

（1）医療法人の透明性の確保

○ 会計基準の適用・外部監査

- ・ 公益事業である医療業を適切に実施するためにも、それを実施する主体である医療法人の経営の健全性の確保が必要であり、一定規模以上の医療法人に会計基準の適用を義務付けるとともに、公認会計士等による外部監査を義務付けることとしてはどうか。

また、具体的な会計基準については、平成26年2月に四病院団体協議会が作成した医療法人会計基準を基本に検討することとしてはどうか。

○ 計算書類の公告

- ・ 医療業は国民皆保険の下で行っており、その経営の透明性を高める必要があることから、一定規模以上の医療法人に計算書類の公告（官報公告又はインターネット上での公告（公開））を義務付けることとしてはどうか。

○ メディカルサービス法人との関係の報告

- ・ 医療法人といわゆるメディカルサービス法人の関係の透明化・適正化が必要かつ重要であることから、学校法人等と同様に、事業報告として、当該法人との関係を報告させることとしてはどうか。

(2) 医療法人のガバナンスの強化

○ 理事長及び理事の忠実義務、損害賠償責任等

- ・ 医療法人の業務の執行は、理事長及び理事が担っているものであり、その責任は大きいものであるが、医療法には、理事長及び理事の責任範囲等に関する規定は特段設けられておらず、仮に責任があったとしても、十分な損害賠償責任を求められるかが法律上明確でない。そのため、一般社団法人等と同様に、理事長及び理事の忠実義務、損害賠償責任等を医療法に規定して明確化することとしてはどうか。

2. 医療法人の分割について（第7回検討会(平成26年10月10日)において議論）

- ・ 現在医療法人の分割は制度上できないが、事業譲渡は手続きが煩雑な部分があることから、他の法人類型と合わせて、医療法人を分割することができることとし、分割計画書等を分割前の医療法人が作成した上で、都道府県知事の認可があれば実施できることとしてはどうか。

分割制度の対象としては、持分あり医療法人は既存の法人しか認めていないことから対象とせず、持分なし医療法人についてのみ認めることとしてはどうか。

また、税制上の観点から社会医療法人及び特定医療法人は対象外とすることとしてはどうか。

3. 社会医療法人の認定要件の見直しについて（第6回検討会(平成26年9月10日)において議論）

- ・ へき地医療拠点病院へ医師派遣を行う一定の医療法人に関して認定できないか等、地域の実情を踏まえた要件とすることができるよう、関係者と調整することとしてはどうか。